

○奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和六十年七月五日

奈良県条例第四号

改正 平成四年三月二七日条例第二七号

平成七年三月二二日条例第二三号

平成八年三月二七日条例第二六号

平成一〇年三月二七日条例第一四号

平成一一年三月二四日条例第二〇号

平成一七年三月三十一日条例第五二号

平成一七年三月三十一日条例第五三号

平成一八年三月二八日条例第二九号

平成二四年三月二六日条例第四五号

令和二年三月三〇日条例第四七号

奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例をここに公布する。

奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。)第四十八条第一項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、その業務の適正な実施を確保し、もつて浄化槽によるし尿等の適正な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 浄化槽保守点検業 浄化槽の保守点検を行う事業をいう。

二 浄化槽保守点検業者 次条第一項又は第三項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。

(登録)

第三条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を

受けなければならない。

- 4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否がなされないときは、従前の登録は、当該有効期間の満了後もこれらの処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(平一一条例二〇・一部改正)

(登録の申請)

第四条 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所
- 四 営業区域(一の市町村を単位とする区域をいう。以下同じ。)に係る市町村の名称
- 五 営業所ごとの浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が第六条第一項第一号から第六号までに該当しないことを誓約する書面
- 二 営業所に置かれる浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し及び前条第三項の規定により登録を受けようとする者にあつては、当該浄化槽管理士が第十一条第三項に規定する研修を受けていることを証する書面
- 三 第十条第三項に規定する器具の明細を記載した書面
- 四 営業区域ごとに連絡をとっている又は連絡をとる予定の浄化槽清掃業者の氏名若しくは名称及び営業所の所在地を記載した書面
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(令二条例四七・一部改正)

(登録の実施等)

第五条 知事は、前条第一項の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録し

なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、直ちに、その旨を当該登録に係る申請者及び営業区域を管轄する市町村長に通知しなければならない。
- 3 知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 二 第十四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - 三 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第十四条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその取消の日から二年を経過しないもの
 - 四 第十四条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - 六 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - 七 第十条第一項から第三項までに規定する要件のいずれかを欠く者
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、直ちに、その理由を示して、その旨を当該登録の拒否に係る申請者に通知しなければならない。

(平一七条例五二・平二四条例四五・一部改正)

(変更の届出)

第七条 浄化槽保守点検業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 第五条第一項及び第二項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

第八条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- 五 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員

(平一七条例五三・一部改正)

(登録の抹消)

第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

- 一 前条の規定による届出があつたとき(同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明したときを含む。)
- 二 登録の有効期間の満了の際更新の登録の申請がなかつたとき。
- 三 第十四条第一項の規定による登録の取消しをしたとき。

2 知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、直ちに、その旨を当該登録の抹消に係る浄化槽保守点検業者であつた者の営業区域であつた区域を管轄する市町村長に通知しなければならない。

(営業所の設置等)

第十条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所に次に掲げる要件に該当する浄化槽管理士を置かなければならない。

- 一 当該浄化槽保守点検業者の専属であること。
- 二 営業所ごとに専任であること。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前三項の規定のいずれかに抵触するに至つたときは、その日から二週間以内に、これらの規定に適合させるため必要な措置を採らなければならない。

(業務の実施)

第十一条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、

若しくは実地に監督しなければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った結果、当該浄化槽について清掃が必要であると認めるときは、速やかに、その旨をその浄化槽管理者及び当該浄化槽管理者から委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、その営業所に置かれる浄化槽管理士に、第三条第二項に規定する登録の有効期間ごとに一回以上、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修であつて知事が指定するものを受けさせなければならない。
- 4 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士にその職務を行わせるときは、浄化槽管理士であることを証する証明書を携帯させなければならない。
- 5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者から浄化槽の保守点検の委託を受けているときは、当該浄化槽管理者に法第七条及び第十一条に規定する水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。

(令二条例四七・一部改正)

(標識の掲示)

第十二条 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに、その見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十三条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとにその業務に関する帳簿を備え、規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第十四条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第三条第一項又は第三項の登録を受けたとき。
- 二 第六条第一項第一号、第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- 三 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 この項の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

2 第六条第二項及び第九条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(聴聞の特例)

第十五条 知事は、前条第一項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、奈良

県行政手続条例(平成八年三月奈良県条例第二十六号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 前条第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(平八条例二六・全改)

(報告徴収、立入検査等)

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第十七条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第三条第一項の規定により登録を受けようとする者 三万六千円
- 二 第三条第三項の規定により登録を受けようとする者 三万九千九百円

- 2 既納の手数料は、還付しない。

(平四条例二七・平七条例二三・平一〇条例一四・平一八条例二九・一部改正)

(その他)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項又は第三項の規定に違反して登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- 二 不正の手段により第三条第一項又は第三項の登録を受けた者
- 三 第十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第二十条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第四項の規定に違反して措置を採らなかつた者
- 二 第十一条第一項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者
- 三 第十三条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 四 第十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から三月間は、第三条第一項の登録を受けなくても引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

附 則(平成四年条例第二七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に改正前の案内人取締条例、奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例、奈良県衛生研究所手数料条例、奈良県保健所等使用料、手数料及び治療料条例、奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例、奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例、ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例、興行場法施行条例、化製場等に関する法律施行条例、奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例、奈良県薬事指導所手数料条例、奈良県工業試験場手数料条例、奈良県図案調製手数料条例、奈良県農業試験場分析手数料条例又は奈良県林業試験場手数料条例に規定する許可、試験、検査、分析、登録、免許証の交付等の申請、申込み等をしている者の当該許可、試験、検

査、分析、登録、免許証の交付等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成七年条例第二三号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に改正前の案内人取締条例、奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例、奈良県衛生研究所手数料条例、奈良県保健所等使用料、手数料及び治療料条例、奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例、奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例、奈良県精神保健センター条例、奈良県健康づくりセンター条例、奈良県薬事指導所手数料条例、奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例、ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例、奈良県工業技術センター手数料条例、奈良県凶案調製手数料条例、奈良県農業試験場分析手数料条例、奈良県畜産試験場及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例、奈良県林業試験場手数料条例又は奈良県木材業者及び製材業者登録条例に規定する試験、検査、分析、登録、免許証又は証明書の交付等の申請、申込み等をしている者の当該試験、検査、分析、登録、免許証又は証明書の交付等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成八年条例第二六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成八年七月一日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第一四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に改正前の奈良県屋外広告物条例、案内人取締条例、奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例、奈良県衛生研究所手数料条例、奈良県保健所等使用料、手数料及び治療料条例、奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例、奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例、奈良県精神保健福祉センター条例、奈良県薬事指導所手数料条例、ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例、化製場等に関する法律施行条例、奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例、奈良県工業技術センター手数料条例、奈良県凶案調製手数料条例、奈良県農業試験場分析手数料条例、奈良県畜産試験場及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例、奈良県林業試験場手数料条例、奈良県木

材業者及び製材業者登録条例又は奈良県自動車保管場所証明等手数料条例に規定する許可、試験、検査、分析、登録、免許証又は証明書の交付等の申請、申込み等をしている者の当該許可、試験、検査、分析、登録、免許証又は証明書の交付等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成十一年条例第二〇号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第三条第二項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の登録及び施行日の前日以後に有効期間が満了となる登録の更新の登録に係る有効期間について適用し、施行日前の登録及び施行日の前日に有効期間が満了となる登録の更新の登録に係る有効期間については、なお従前の例による。

附 則(平成一七条例第五二号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一七条例第五三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八条例第二九号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例の施行の際現に第七条の規定による改正前の奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定による登録を受けようとする者の当該登録に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成二四年条例第四五号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第四七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第三条第一項又は第三項の登録を受けて浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者(以下「既登録業

者」という。)については、この条例による改正後の奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(以下「新条例」という。)第十一条第三項中「第三条第二項に規定する登録の有効期間ごと」とあるのは、「令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間及び同日後に開始する第三条第二項に規定する登録の有効期間ごと(令和二年四月一日以後最初の更新の登録までの間に研修を受けさせた場合にあつては、第三条第二項に規定する登録の有効期間ごと)」とする。

- 3 既登録業者が、令和七年三月三十一日以前に有効期間が満了となる登録の更新の登録を受けようとする場合において、その営業所に置かれる浄化槽管理士に新条例第十一条第三項に規定する研修を受けさせていないときは、新条例第四条第二項第二号(当該浄化槽管理士が第十一条第三項に規定する研修を受けていることを証する書面に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。